

前橋市立みずき中学校部活動規定

令和7年4月

1 目的

- (1) 共通の興味・関心を持つ生徒が学級を離れて、上級生・下級生がともに活動する中で、望ましい人間関係を育てる。
- (2) 部員1人1人が活動の意識を自覚し、自主的・自発的な活動を通して、個性を伸ばし、健全な心身を作る。

2 構成

- (1) 各部に、教師による顧問・副顧問をおき、部長、副部長を定め運営にあたる。
- (2) 部長・副部長は、顧問と連絡を密にし、活動の中心となるように部員をまとめる。
- (3) 部員は、各部の目的が達成できるように、努力・協力をする。
- (4) 本年度設置する部活動について

運動部13部、文化部3部を設け、それぞれ顧問教師1名以上、生徒に部長、キャプテン・副部長各1名をおく。

【運動部】

バスケットボール男子、バスケットボール女子、ソフトテニス男子、ソフトテニス女子、バレーボール（女子のみ）、野球、柔道、陸上、サッカー部、卓球部（男子のみ）、バドミントン部（女子のみ）、水泳部、駅伝部

【文化部】

吹奏楽部、美術部、科学部

※令和7年度、水泳部・柔道部は新入生の募集を行いません。

- (5) 活動日及び活動時間について

① 週当たりの休養日の設定

・週2日以上の休養日を設定する。

（平日の月曜日1日と土・日曜日のいずれか1日は必須。詳細は各部活動ごとの活動計画による。）

※連休の場合も、週2日以上の休養日を設定する。

※大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

※職員会議、校内研修等のときは原則行わない。

② 長期休業中の休養日の設定

・①と同様とする。

ただし、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、夏季休業中における完全休業日（閉庁期間）は休養期間とする。

※大会参加等により、やむを得ず土・日曜日や夏季休業中における完全休業日（閉庁期間）に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

③ 活動時間

合理的でかつ効果的・効率的な活動を行い、長くとも平日では朝練習を含めて2時間を超えない程度で練習を終える。学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）では、3時間程度で活動を終える。

月	終了時刻（完全下校）	延長時（完全下校）
4～9月	17:00（17:15）	17:30（17:45）
10～3月	16:30（16:45）	17:00（17:15）

※延長をする場合は必ず顧問がつくようにする。学年会等で顧問が不在の場合は、終了時間を守って安全に活動ができるように、事前に部長に指導・指示を行っておく。

④朝練習

原則朝練習は行わない。しかし、放課後の活動時間や場所を十分確保できない場合は、朝練習を行うことができる。ただし、実施する場合は、保護者の了解を得た希望者のみの参加とする。朝練習参加同意書を年度ごとに確認する。

※活動時間は、7：30～8：00とする。

※朝練習を行う場合は必ず顧問がつくようにする。

⑤1年生について

5月末日まで朝練習及び放課後の延長練習は認めない。また、練習内容についても配慮をする。ただし、大会に参加する生徒はこの限りではない。

⑥テスト期間

中間テストは3日前、期末テストは5日前から活動を中止する。ただし特別な場合（市大会・県大会など）は、校長の了解の下、顧問の指導下において活動を認める。

3 経費

（1）活動に当たる経費は体育文化振興会費から補助する。

（2）各部において部費を徴収する場合もある。

4 部活動への入部・退部

（1）入部について

担任から入部届を受け取り、必要な手順を踏んで顧問に提出する。

○2，3年生が部活動へ加入を希望する際は、以下の手順による。

①担任から入部届を受け取る。

②必要事項を記入し、保護者氏名を記入してもらう。

③部活動集会までに担任に入部届を提出し、承諾印をもらう。

④保護者氏名が記入され、担任印が押印された入部届を、担任が部活動顧問に提出する。

○1年生が部活動へ加入を希望する際は、以下の手順による。

①体験入部（仮入部）をする。

②担任から入部届を受け取る。

③必要事項を記入し、保護者氏名を記入してもらう。

④部活動集会までに担任に入部届を提出し、承諾印をもらう。

⑤保護者氏名が記入され、担任印が押印された入部届を、担任が部活動顧問に提出する。

（2）退部について

退部を希望する生徒は、担任、部活動顧問と相談した後、部活動担当から退部届を受け取り、保護者氏名の記入し、担任印の押印後、顧問に提出する。顧問は職員に周知する。（C4th）

（3）再入部

一度部活動をやめ、違う部活に入部する場合は仮入部期間を設け、活動に参加できると判断されたら入部を認める。

5 部活動運営

（1）外部指導者（部活動指導員）について

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のために、校長の了解の下、外部指導者や部活動指導員を活用する。

ただし、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問との役割分担を明確にし、生徒とプライバシーに関する情報交換などを行わないようにする。また、外部指導者との連絡方法は顧問のみとする。

(2) 部活動検討委員会の設置

適切に部活動を実施するため、部活動検討委員会を設置し、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携、学校と地域の連携などについて、顧問、生徒、保護者等の意見を聞きながら必要に応じて改善策等を提案してもらう機会を設ける。なお、委員会の設置に当たっては、学校運営協議会などを活用する。

(3) 参加する大会等の精選

中学校体育連盟の主催大会、各種コンクール大会や発表会、市町村主催、関係団体主催など、多くの大会等が開催されており、生徒の技能の向上だけでなく、心身の健康についても配慮するために、参加する大会等を精選する。

6 部活動の新設・休部・廃部・停止

(1) 部活動の新設

活動に必要な部員が揃い、顧問を置くことができる場合、職員会議において校長の承認を得て、新たに部活動を設置できる。

(2) 休部・廃部

本校所定の規定による。

(3) 停止

以下のような行為があったときは、部活動を停止する。停止期間は、協議により決定する

- ・下校時刻を守らない。 ・後始末が悪い。 ・下校時に買い食い等をした。
- ・暴力やいじめに類する行為があった。 ・校内で飲食等があった。 ・学校の決まりを守らない。